

序

「障害者の権利を守り発達を保障する」ことを目的に結成された全障研は、今年で40周年を迎えました。人権と発達の保障を統一させることにより、障害の有無や種類・程度をこえて人間としての共通の発達の道すじがあること、発達を、単に知識・技能の獲得や諸機能の高次化とだけとらえるのではなく、能力と人格の発達を統一的にとらえ、子どもを、人間を、その内面も含めまとこと理解していくことの必要性を訴えながら、私たちは、教育・福祉・労働のあり方を根本から問い合わせてきました。そして、養護学校義務制完全実施、後期中等教育の保障、障害乳幼児の早期発見と療育、放課後・休日の生活保障、共同作業所づくりの取り組みなどを通して、生活し、遊び、学び、働く場を築き上げ、それぞれのライフステージにおける人権と発達の保障を前進させてきました。

しかし、1990年代のバブル経済崩壊後の新自由主義的社會政策は、市場原理と自己責任を強調しながら、それまで蓄積されてきた公的な教育や福祉をことごとく後退させてきています。低い水準ながらも公的な措置制度のもとにあつた障害者福祉は、この間の社会福祉基礎構造改革により選択と自己負担、しかも「応益負担」の原則を採用し、障害者自立支援法のもとで、障害当事者や家族の生活も福祉の営みも根底から切り崩されようとしています。一連の教育改革でも子ども、教師、学校同士の競争を煽り、それとセットで管理・統制が一段と強化されています。戦後の障害児教育の理念を支えてきた教育基本法までもが改悪され、その後の学校教育法等の改正や教育再生会議の議論にも示されるように、権利としての教育は、再び国家への義務・忠誠を子ども、国民に強いる教育へと変質されようとしています。

こうした中で、私たちは改めて日本国憲法の理念を守り発展させ、さらには

子どもの権利条約に謳われていることを、教育や福祉の現場に実現させていくことが求められています。そして、2006年12月に国連で採択された「障害者権利条約」も、私たちの取り組みを導く指針となることが期待されます。

人権思想を開花させた18世紀末以降の市民革命においても、19世紀末以降の労働運動、あるいは女性、子どもの権利を守る思潮や取り組みにおいても、長らく障害者の権利は十分には顧みられませんでした。ようやく20世紀後半になり、人種・民族差別撤廃やノーマライゼーションの理念が広がり、1975年に「障害者の権利宣言」が国連で採択され、障害者の人権保障の流れが確固としたものになっていきます。その後、国連では1993年の「障害者の機会均等化に関する基準規則」を経て、2002年に権利条約策定のための特別委員会（アドホック委員会）の設置が決定されました。そして、採択までほぼ年2回のペースで8回が開かれ、全障研関係者も積極的に傍聴に加わってきました。

障害者権利条約は、障害者の人権保障の人類的到達点を示すとともに、発達保障の理念が世界的に承認されるに至ったことを示唆するものであるといえます。今後20ヵ国で批准されると、条約として正式に効力を發揮することになり、日本でも一日も早い批准が望れます。

一般に、条約は憲法に準じて国内法の上位にあるものとされます。批准に向かう国内法の整備はもちろんのこと、批准後も、教育・福祉・医療労働など様々な領域における人権保障の到達点、あるいは人権侵害の実態を点検する理論的支柱になると考えられます。すべての人々の人権と尊厳が無差別平等に守られ、様々な不利や制限のある人々にも、「合理的配慮」のもとに、差異と多様性や固有のニーズとアイデンティティが尊重され、人格の発達や潜在的可能性が最大限に引き出されるような、排除のないインクルーシブな社会がめざされていかなければなりません。

本書は、このような期待を込めながら、結成40周年を期に企画されました。全障研はこれまで、20周年に『発達保障の探究』『写真で見る全障研の20年の歩み』、30周年には『全障研三十年史』、『講座・発達保障』（全3巻）を刊行してきました。本書は主に『発達保障の探究』と『講座・発達保障』を継承すべく、とくに人権と発達に関するテキストであり同時に理論・学術書としても

活用できることをめざしています。ただし、人権に関する法理論的研究、あるいは心理学的実験による発達研究を直接のテーマとしているのではなく、人権と発達の保障という観点で、教育、福祉、労働について論じるというのが、本書の基本的なスタンスです。

構成は、第1部・総論「障害者の人権と発達の保障のあゆみと到達点」と、第2部・各論「障害者の人権と発達の保障をすすめるための課題と論点」で構成されています。第1部では、まず人類史の流れに沿って、主に20世紀中頃までの障害者の生活と教育・福祉の歩みを振り返り、続いて、20世紀後半以降の発達保障の取り組みの到達点について、ライフステージごとに整理し、最後に権利保障の運動の成果と課題についてまとめています。

第2部は、発達と教育の理論と実践、および障害者の自立と生活・労働の保障という二つの観点に大別し、これから研究や実践を進めるための理論的課題や論点について、それぞれの執筆者から問題提起がされています。前半では、発達保障の思想や理論の特徴や意義を踏まえ、かつ特別支援教育の動向を視野に入れつつ、発達障害や重症児、あるいは青年・成人期の発達のとらえ方と教育のあり方について論が展開されています。後半では、障害者自立支援法の問題点を踏まえながら、当事者や家族の生活、就労・所得の問題、そして障害と自立の問題について論じられています。そして最後に、問題提起的に、人権と発達をめぐる理論的な検討課題をまとめています。

編集と執筆は全障研の研究推進委員が主体的に担うとともに、研究運動のこれからを担う若手研究者にも広く加わってもらいました。編集の過程で、執筆者による合宿検討会を行うなど、一定の集団的討議も行いました。ただし、内容はあくまで個人の責任で執筆したもので、例えば、「障害」「障害者」の表記も、「障がい」「障碍」「障害のある人」「障害を持つ人」など、あえて統一はしていません。また、論稿の中にはかなり難しいテーマに挑んだものもあります。これらのことは、今後の検討課題を反映していると受けとめていただければ幸いです。障害者の人権と発達に関わる多くの人たちに、本書が活用されることを願っています。

2007年7月

荒川 智